

ダイバーシティ推進にかかる研究活動支援実施要項

平成 26. 4.17 制 定

改正 平成 26. 6.19 平成 27. 6.18

平成 27.12.17 平成 29.9.21

令和 1.10.17 令和 2. 9. 3

令和 3. 9. 7

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学における研究者等が出産、育児、介護等により研究活動に支障が生じないよう支援するため、当該研究活動に必要な研究活動支援者を雇用するに当たって、必要な事項を定める。

(定 義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 利用者 支援者による研究活動支援を利用する者をいう。
- (2) 支援者 本制度に基づき、利用者に対し研究補助を行う者をいう。

(本制度の対象者)

第3 本学で研究に従事している常勤教職員、非常勤教職員（社会保険に加入する者に限る。）のうち、次のいずれかに該当する者とする。ただし、利用者が男性研究者の場合は配偶者が大学及び大学共同利用機関、文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの、高等専門学校、文部科学大臣が指定する機関で雇用されている研究者に限る。

- (1) 小学校6年生以下の子どもを養育している者（育児休業の期間を除く。）。
- (2) 妊娠や傷病により研究等の遂行に支障がある者。
- (3) 親族^{*1}の看護や介護等により、研究の遂行に支障がある者。

※1 ここでいう「親族」とは、「国立大学法人群馬大学教職員の育児休業及び介護休業等に関する規則」第3条第1項第4号が定める該当者に限る。

- (4) その他ダイバーシティ推進センター長（以下「センター長」という。）が特に認めた者。

【注意】

1. 産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職から復帰が決まっている場合は、休業中でも申請期間に申請書を提出することができる。

(支援者の身分等)

第4 支援者は、パート教職員とする。

2 支援者は、学部生、大学院生、その他（学外者を含む）とする。

3 別の経費で雇用されている者を、支援者とすることはできない。（ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントを除く）

（支援者の職務）

第5 支援者は、利用者の指示の下、実験補助、調査補助、データ分析、論文資料または報告書の作成等、利用者の研究活動に必要な業務のみに従事する。

（支援者の労働条件等）

第6 支援者の雇用期間は、本事業年度の範囲内とする。ただし、雇用期間中に第3条の各号に掲げる事由が消滅したときは、第10条に定めるとおりとする。

2 支援者の労働条件は、国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則によるものとする。

3 支援者の労働時間は、1週間当たり19時間以内とし、補助額に応じて割り振るものとする。

4 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントである者を支援者に採用する場合の1週間当たりの労働時間については、ティーチング・アシスタントは週10時間以内、リサーチ・アシスタントは週19時間以内とし、学業を妨げないように業務及び労働時間の適正管理に留意する。

5 通勤手当や超過勤務手当は、利用者に配分する補助額の中から支給するものとする。

（利用申請）

第7 利用者は、申請期間内に、研究活動支援制度利用申請書（様式1）をセンター長に申請しなければならない。

2 利用者は、同一時間帯に支援者を2人以上雇用することはできない。

（利用者の審査）

第8 ダイバーシティ推進センターは以下の点を考慮して申請書の審査を行い、本制度を利用できる者を決定する。

（1）支援者が行う業務が明確である。

（2）利用者の研究内容が明確である。

（3）前年度からの継続申請者の場合は、前年度の報告書を提出している。

（4）利用者及び補助額については、予算の範囲内で決定する。

（利用者の責務）

第9 利用者は、支援者の雇用期間終了後一月以内に、研究活動支援制度利用報告書（様式2）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、支援者のキャリア形成に配慮し、支援者が学生の場合は、その者が受ける研究指導、授業等に支障が生じないように配慮しなければならない。
- 3 利用者は、ポスター発表など、ダイバーシティ推進センターが取組む事業に協力しなければならない。

(利用申請理由の消失)

第10 利用者が、支援の理由を消失した場合（被介護者の介護が必要でなくなるなど）は、最長で理由消失の日から数えて半年を超えた期間については補助金を返納しなければならない。

(要項の改廃)

第11 この要項の改廃は、ダイバーシティ推進センター運営会議を経て、センター長が行う。

(雑則)

第12 この要項に定めるもののほか、支援者に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月18日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年12月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年9月3日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年9月7日から施行する。